

第2章 協議の手続き

1. 公共施設に関する協議等の考え方

良好な景観の形成を図るために、すべての公共施設については成田市景観計画の「類型別景観形成方針」、公共施設の「施設別の景観形成の方針」を遵守するものとします。また、景。

なお、景観計画の届出対象規模に該当する公共施設については、景観法第16条第5項に基づき、通知を行うものとします。

協議対象とする公共施設

施設	景観形成方針 (ゾーン・軸・拠点)	公共施設の方針 (施設別)	協議を行う公共施設
道 路	すべての施設 について遵守	すべての施設 について遵守	• 良好な景観や、改善・保全すべき景観 のある区間を有する道路等
橋 梁 等			• 橋長 70m以上の橋梁
公 園 緑 地			• 面積 2,500㎡以上の公園緑地
河 川			• 一級河川（県・国） • 準用河川
公共建築物			• 届出対象行為に該当する規模の建築物

※景観重要公共施設については、規模にかかわらず協議対象とします。

2. 協議の手続き

